

平成 26 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 サンウッド
代表者名 代表取締役社長 佐々木 義実
(JASDAQ・コード8903)
問合せ先 企画・財務部長 澤田 正憲
電話 03-5425-2661

定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 18 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更及び役員の変動について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、役員の変動については、定時株主総会並びに定時株主総会終了後の取締役会を経て、正式に決定する予定です。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 法令で定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- ② 条文の新設に伴い、現行定款第 35 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 34 条 (条文省略) (新設)	第 1 条～第 34 条 (現行どおり) <u>(補欠監査役)</u> <u>第 35 条 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>② 補欠監査役を選任決議の定足数は、第 28 条第 2 項の規定を準用する。</u> <u>③ 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>④ <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日

2. 役員の変動

(1) 新任取締役候補

取締役企画・財務部長 澤田 正憲 (現 企画・財務部長)
取締役(社外) 手島 芳貴 (現 株式会社タカラレーベン 取締役)

* 当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了する時までとなります。

(2) 新任補欠監査役候補

補欠監査役(社外) 岩本 康博 (現 ラーネット総合法律事務所 弁護士)

(3) 異動予定日 平成 26 年 6 月 26 日

以上